

○厚生労働省令第百五十一号

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）の一部の施行に伴い、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第十八条第一項及び第二項、第十八条の二第一項及び第二項並びに第十八条の三第一項及び第二項の規定を実施するため、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月十四日

厚生労働大臣 加藤 勝信

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和四十七年労働省令第九号）の一部を次のように改正する。

別記様式（甲）（表面）中「（業務災害）」の下に「及び複数業務喪失災害」を、「業務災害に関する保険給付」の下に「又は複数業務喪失災害に関する保険給付」を加え、同様式（裏面）中「休業補償給付」の下に「又は複数業務労働者休業給付」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和二年九月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。